

令和5年度 秋田県健康づくり審議会 がん対策分科会

乳がん部会 議事概要

- 1 日 時 令和6年1月12日（金） 午後5時～午後6時
※ WEB会議（Z o o m）
- 2 委員の出席
出席委員数：8
欠席委員数：1
- 3 議 事
 - （1）報告事項
がん検診事業のあり方について
市町村における乳がん検診実施状況について
 - （2）協議事項
秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について
秋田県乳がん検診実施要領様式例について
- 4 閉 会

議 事 概 要

(開会宣言、健康づくり推進課長のあいさつに引き続き、議事を開始した。)

議事(1) 報告事項 がん検診事業のあり方について 市町村における乳がん検診実施状況について

(資料1、2に基づき事務局より説明し、委員から質問及び意見等はなかった。)

議事(2) 協議事項 秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について

○事務局 (資料3に基づき説明)

○島田委員 市町村について、昨年度同様に秋田県が指導する対象はC以下でよろしいか。異議がないため、昨年度同様とする。次に市町村の精検受診率について、80%未満を指導対象にするということだが、いかがか。

○石山委員 確認だが、許容値はいくらか。

○事務局 国は、基準値を90%と設定している。

○石山委員 それより少ない80%未満にしか指導をしないというのはいかがなものか。

○事務局 国では今回から許容値を定めないこととし、基準値90%のみ設定することとなった。事務局では、80%を許容値とし、80%未満に対して指導をするという案を示したが、これまでと同様に許容値80%を定めるかということについても御協議いただきたい。

○島田委員 昨年度も話しているが、分母が少ない市町村では割合にすると無理があるように思う。90%未満となると12市町村が対象になる。分母が非常に少ないところで、80%を切ったからだめですというのは酷に思う。要精検者が少ない所だと、1人受けただけで80%を切ることがある。

○事務局 (資料2 P12を提示)

○島田委員 大潟村は、対象者9名で受診者が6名であり、66.7%の受診率。もう1人受けていれば80%を超えてくる。あまりに分母が少ないところに対しても同じ基準で指導を行うのはいかがなものか。

○石山委員 そうなると、指導対象となる分母の数に基準を設けないと、分母が少し多いところも指導対象から外れてしまうことになる。分母が多いところが外れることがないよう基準を定めていただきたい。

○島田委員 分母の基準をどのように設定するかは計算をして出すことはでき

る。簡単に言うと要精検者のなかで80%の人が精検を受けるというのが一般的な割合だった場合、分母が大きいほど0.8に近づくので分母が小さくなればなるほど遠くなる。10人程度のところだと無理がでてくる。

○石山委員 その場合は、10人のうち3人しか受けていないような場合も漏れずに指導に入るようにはなるか。受けた人数が少なすぎる場所も指導を受けるようにしてほしい。

○島田委員 80%未満を指導対象とした上で、対象者が極端に少ない場合は指導の仕方を工夫していただく形ではいかがか。

○工藤委員 これはどこかで基準を決めないといけないことなのか。区切らないといけないということも解せないところがある。できれば要精検の人には数多く、高い割合で受診をしていただきたい。

○島田委員 80%か90%のどちらにするかという議論につながると思うが、いかがか。

○石山委員 80%では低いと思う。20%も精検を受けていないのは低いと思うので、90%は受けてほしい。

○伊藤委員 80%か90%で多数決をとってはいかがか。

(多数決により、90%未満を指導対象とすることについて、出席委員8名中6名の承認を得た。)

○島田委員 多数決の結果、90%未満を指導対象としたいがいかがか。

○事務局 90%未満を指導対象とすることとする。その結果、12市町村が指導対象となる。

○島田委員 そのような形で進めていただき、あまりに対象者が少ないところは指導の仕方を工夫してほしい。次に事業団、厚生連のチェックリストについて、昨年度同様B以下を指導対象とすることによいか。異議がないため、B以下を対象とすることとする。その他病院についても同じくB以下を対象とすることによいか。異議がないため、こちらもB以下を対象とする。

次に検診機関の精検受診率の指導対象について、こちらも市町村と同様に90%未満を対象とすることによいか。異議がないため、90%未満を指導対象とする。

議事(2) 協議事項 秋田県乳がん検診実施要領様式例について

○事務局 (資料4に基づき説明)

○島田委員 現在の様式が時代にそぐわないものであったため、修正案を作成した。治療の内容をシンプルにし、組織学的分類が現行の取扱い規約に沿うよ

う修正している。この内容についていかがか。異議がないようなので、新様式で進めていただきたい。以上で予定していた議題は全て終了したがその他にか質問などあるか。

○伊藤委員 質問だが、乳集検用紙はどこかで集計されているのか、

○事務局 一次検診機関に報告されるものとなっている。

○伊藤委員 乳がん検診学会で自治体単位、県単位でデータを報告したりしている例があるので、秋田県でもそういったものを利用して報告することができるのかと思い質問した。

○事務局 調査票で一次検診機関に送付された後は、地域保健・健康増進事業報告に沿った形に集計されたものが市町村に提供されている。

○島田委員 他にはいかがか。ないようなので、以上で本日の議題は終了とする。

閉会